

## 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による出資団体監査及び指定管理者監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

### 記

#### 1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

財政援助団体等監査（監査基準第2条第1項第3号）

#### 2 監査の実施場所及び日程

実施場所：大会議室

日 時：令和3年9月28日（火）

#### 3 監査実施期間

令和3年8月20日から令和3年9月28日まで

#### 4 監査等の概要

##### （1）対象団体

##### ア 出資団体（4）

- ・一般財団法人 富山市ガラス工芸センター  
所 管：企画調整課
- ・公益社団法人 富山市シルバー人材センター  
所 管：長寿福祉課
- ・公益財団法人 富山市体育協会  
所 管：スポーツ健康課
- ・株式会社 ほそいり  
所 管：農林事務所農地林務課

##### イ 指定管理者（5）

- ・一般財団法人 富山市ガラス工芸センター  
対象施設：富山ガラス工房  
所 管：企画調整課
- ・公益社団法人 富山市医師会  
対象施設：富山市・医師会急患センター

- 所 管：福祉政策課
- ・公益財団法人 富山市体育協会  
対象施設：総合体育館外35施設  
所 管：スポーツ健康課、学校教育課
  - ・特定非営利活動法人 里山倶楽部  
対象施設：とやまスローライフ市民農園  
所 管：農政企画課
  - ・株式会社 ほそいり  
対象施設：富山市岩稲ふれあいセンター、富山市割山森林公園  
所 管：観光政策課、農林事務所農地林務課

(2) 対象期間

令和2年度

(3) 対象事務

令和2年度における財政援助団体等の出納その他の事務の執行及び団体に対する所管部局の指導・監督が適切に行われているかを対象とする。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とする。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として、財政的援助を与えている団体・指定管理者等の監査については、全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に沿って実施した。

5 監査の主な実施内容

地方自治法第199条第7項の規定により、当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの及び当該普通地方公共団体が同法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行について、事前に提出された監査資料を確認するとともに、現地調査による関係帳簿、証書類等の審査、団体及び所管部局からの説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

また、併せて地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により、公の施設の管理状況についても監査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要する事項を指摘事項とした。これらの事項については、所管部局において、対象団体に対する指導監督等を含め、適切な措置を講じられたい。

(1) 出資団体監査

ア 公益財団法人 富山市体育協会

(公財) 富山市体育協会処務規程では、使用料の徴収及び納入に関することは館長決裁と定められているが、使用料の徴収に係る起案文書において、館長の決裁を受けずに使用料の納入等の通知に公印が押印されているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

(2) 指定管理者監査

ア 一般財団法人 富山市ガラス工芸センター

(ア) 創作工房を使用することができる者については、富山ガラス工房条例に掲げる要件を備える者とされているが、そのことを確認する手続きのないまま、使用の承認を行っているものが見受けられたので、改善を図りたい。

(イ) 創作工房の使用において、富山ガラス工房条例施行規則に定める減免の手続きによらずに使用料を減免し、使用させているものが見受けられたので、改善を図りたい。

イ 公益財団法人 富山市体育協会

(ア) スポーツ健康課所管施設

a 富山市スポーツ施設条例では、指定管理施設の使用の承認及び使用料の徴収に関する業務は、指定管理者に行わせるものとされているが、蜷川庭球場の使用について、指定管理者以外の者に使用の承認及び使用料の徴収をさせているものが見受けられたので、改善を図りたい。

b 富山市スポーツ施設条例施行規則では、「還付を受けようとする者は、富山市スポーツ施設使用料等還付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない」とされているが、使用料の還付について、還付申請書を提出させずに指定管理者が使用料を返金しているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

c 蜷川庭球場の学校部活動での使用において、スポーツ施設使用料等の減免取扱基準の手続きによらずに使用料を減免し、使用させているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

ウ 株式会社 ほそいり

(ア) 観光政策課所管施設

a 富山市岩稲ふれあいセンター条例施行規則において、使用を承認したときは使用承認書を交付するとされているが、使用者に使用承認書を交付していなかったため、改善を図りたい。

b 富山市岩稲ふれあいセンター条例では、「指定管理者は、市長が公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる」と

されている。しかしながら、株式会社ほそいりが、指定管理する富山市岩稲ふれあいセンターの無料入浴券を自社の株主に配布し、この条例の規定によらずに利用料金を免除していたので、改善を図られたい。

(イ) 農地林務課所管施設

- a 富山市割山森林公園条例施行規則において、使用を承認したときは使用承認書を交付するとされているが、使用者に使用承認書を交付していなかったため、改善を図られたい。
- b 富山市割山森林公園条例では、利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とするとしているが、コインランドリーの利用料金について、市長の承認を得ていなかったため、改善を図られたい。

(3) 公の施設の管理状況

ア 企画調整課

- (ア) 創作工房を使用することができる者については、富山ガラス工房条例に掲げる要件を備える者とされているが、そのことを確認する手続きをしていなかったため、改善を図られたい。
- (イ) 創作工房の使用において、富山ガラス工房条例施行規則に定める減免の手続きによらずに使用料を減免し、使用させているものが見受けられたため、改善を図られたい。

イ スポーツ健康課

- (ア) 蜷川庭球場の使用において、指定管理者以外の者が使用の承認及び使用料の徴収をしているものが見受けられたため、改善を図られたい。
- (イ) 使用料の還付について、富山市スポーツ施設使用料等還付申請書を提出させずに指定管理者が使用料を返金しているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
- (ウ) 蜷川庭球場の学校部活動での使用において、スポーツ施設使用料等の減免取扱基準の手続きによらずに使用料を減免し、使用させているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。

ウ 観光政策課

- (ア) 富山市岩稲ふれあいセンターの令和3年4月1日からの利用料金の変更承認を、令和3年4月以降の指定管理者を指定していない令和3年2月24日付で行っていたため、改善を図られたい。
- (イ) 富山市岩稲ふれあいセンター条例では、「指定管理者は、市長が公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる」とされている。しかしながら、株式会社ほそいりが、指定管理する富山市岩

稲ふれあいセンターの無料入浴券を自社の株主に配布し、この条例の規定によらずに利用料金を免除していたので、改善を図られたい。

エ 農林事務所農地林務課

富山市割山森林公園条例では、利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とされているが、コインランドリーの利用料金について、市長の承認を得ていなかったため、改善を図られたい。